

議会選出監査委員を廃止します！

委員会提出議案

長浜市監査委員条例の一部改正について

これまでは、長浜市の監査委員3人のうち、1人は議員の中から選任するようになっていましたが、平成29年の地方自治法の改正により監査の専門性を高めるため、監査制度が見直され、議員の中からの監査委員の選任は各自治体が判断することになりました。

これを受けて、議会運営委員会、会派代表者会議で議論を重ね、**監査委員はより専門性のある人材に委ね、議会は議会としての監視機能に特化するため議会選出の監査委員を選任しないとの結論に達しました。**このため、今回、委員会提出による条例改正案を可決しました。(令和2年8月6日から施行します。)

議会選出監査委員廃止後の機能強化

監査の機能や専門性を高めるため、弁護士、公認会計士、税理士、会計監査や監査事務に精通している人を積極的に監査委員にする必要があります。

今後、監査委員の選任にあたって議会は、こうした専門性の高い識見のある人を選任同意することとします。